

中新川広域行政事務組合 地球温暖化対策実行計画

概要版

(事務事業編)



中新川広域行政事務組合

■計画の基本的な事項

Ⅰ 計画策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、主に化石燃料の大量消費等の人間活動により発生する温室効果ガス（CO₂等）の排出量が増加することが原因とされています。

また、地球温暖化は、その予測される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。世界中で平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温は上昇しており、それが要因とみられる暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

地球温暖化対策をめぐる動きとしては、平成 27（2015）年 11 月から 12 月にかけて、フランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などが掲げられました（「パリ協定」）。

また、令和 3（2021）年 10 月から 11 月にかけてイギリスのグラスゴーにおいて、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）が開催され、最大の争点となった二酸化炭素（CO₂）排出が多い石炭火力発電について、成果文書で「段階的な削減」が盛り込まれました。

一方、我が国では、平成 28（2016）年に、地球温暖化対策計画が閣議決定され、中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%減とすることが掲げられ、地方公共団体にはその基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

さらには、令和 3（2021）年 5 月には「改正地球温暖化対策推進法」が成立し、令和 32（2050）年の温暖化ガス排出量を実質ゼロにする目標などが明記され、令和 3（2021）年 10 月に改訂された地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の令和 12（2030）年度削減目標が 26.0%減から 46.0%減となるなど、地球温暖化防止をめぐる状況は変化しており、その対応が求められています。

2 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、中新川広域行政事務組合における温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、温室効果ガス排出量現況推計と削減目標の設定、目標達成のための対策、施策の立案に向けた検討を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、中新川広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定するものです。

～「事務事業編」～とは

「区域施策編」は、地球温暖化対策推進法第21条第3項において、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市が作成することを義務付けられている、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

「事務事業編」は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、全ての地方公共団体に策定が義務付けられています。

3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本組合における事務・事業とします。対象となる施設は、「庁舎」「管理本館」「浄化センター」「マンホールポンプ場」「上市中継ポンプ場」「訪問看護ステーション」「訪問看護ステーション立山サテライト」となります。

委託等により実施する事業については、受託者等に対しても、温室効果ガスの排出量の削減のための必要な措置を講じるよう要請し、取組を推進していきます。

4 対象とする温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で規定する7種類の物質とします。

【対象とする温室効果ガス】

	温室効果ガス	略語	主な発生源
1	二酸化炭素	CO ₂	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼（当組合では浄化センターなど施設による電力の使用や公用車の燃料使用により発生）
2	メタン	CH ₄	化石燃料の燃焼、家畜のふん尿、廃棄物の焼却・埋立、下水処理（当組合では公用車の燃料使用により発生）
3	一酸化二窒素	N ₂ O	化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却、下水処理（当組合では公用車の燃料使用により発生）
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	スプレーや冷蔵庫、エアコンの冷媒（当組合では公用車のエアコン使用により発生）
5	パーフルオロカーボン	PFC	半導体製造（当組合では現在発生源なし）
6	六ふっ化硫黄	SF ₆	電気の絶縁体（当組合では現在発生源なし）
7	三ふっ化窒素	NF ₃	半導体製造（当組合では現在発生源なし）

5 計画期間

本計画の期間は、国の計画に合わせて令和4（2022）年度から令和12（2030）年度の9年間とします。

なお、計画の内容については、5年が経過する令和8（2026）年度に、必要に応じて見直しを行うこととします。

	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度～	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
計画 期間									
期間中 の事項	計画 開始				見直し				目標 年度

6 SDGs（持続的な開発目標）との関連

平成27（2015）年9月に開催された国連サミットにおいて、世界が令和12（2030）年までに達成すべき、貧困や飢餓の根絶、水と衛生の利用可能性と管理の確保、再生可能エネルギーの利用、気候変動への対策、森林資源の保全など17の環境や開発に関する国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

本計画における温室効果ガスの削減に関する取組の方向性は、SDGsの17の目標のうち、⑦「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」（再生可能エネルギーの導入促進、省エネの推進）、⑫「つくる責任つかう責任」（エコライフの定着・拡大の取組の推進）などいくつかの目標と合致しており、「新とやま温暖化ストップ計画」においてもSDGsの考え方にも配慮して施策が推進されていることから、本計画においてもSDGsの考え方に配慮し施策を推進します。

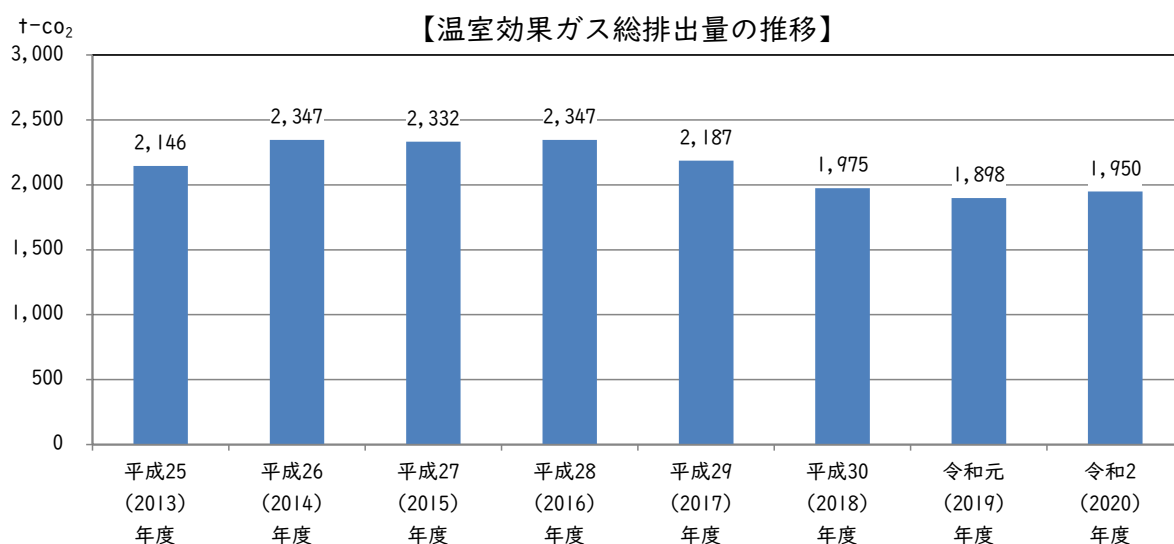


■ 温室効果ガスの排出状況

Ⅰ 温室効果ガス総排出量の推移

本組合の事務・事業における、平成 25（2013）年度から令和 2（2020）年度までの温室効果ガス総排出量の推移をみると、基準年度である平成 25（2013）年度の温室効果ガス総排出量は 2,146t-CO₂となっています。

また、平成 25（2013）年度の温室効果ガス総排出量と比較すると、令和 2（2020）年度は 1,950t-CO₂と 9.1%減少しています。



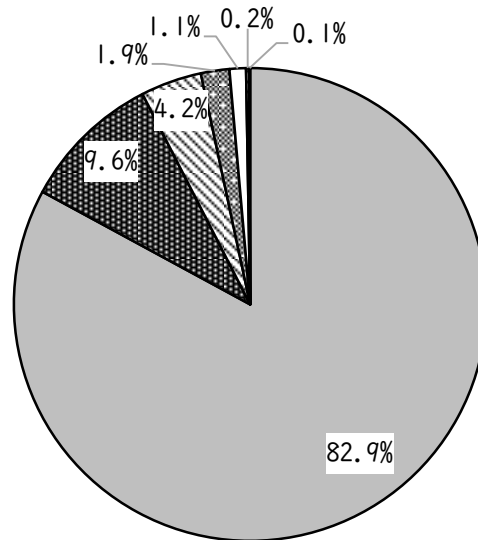
区分	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
CO ₂ 二酸化炭素	1,818	2,008	1,993	1,990	1,837	1,627	1,555	1,593
CH ₄ メタン	103	106	106	111	109	109	107	112
N ₂ O 一酸化二窒素	223	231	231	242	237	236	232	242
HFC ハイドロフルオロカーボン	2	2	2	3	4	4	4	3
合計	2,146	2,347	2,332	2,347	2,187	1,975	1,898	1,950

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない場合があります。

2 温室効果ガス総排出量の内訳（施設別）

本組合の温室効果ガス総排出量のうち、施設別では、浄化センターの割合が82.9%と最も高く、次いで、マンホールポンプ場が9.6%、上市中継ポンプ場が4.2%と続いています。

【温室効果ガス総排出量の施設別内訳（令和2（2020）年度）】



- 浄化センター
- マンホールポンプ場
- ▨ 上市中継ポンプ場
- ▩ 庁舎
- 管理本館
- ▨ 訪問看護ステーション
- ▩ 訪問看護ステーション立山サテライト

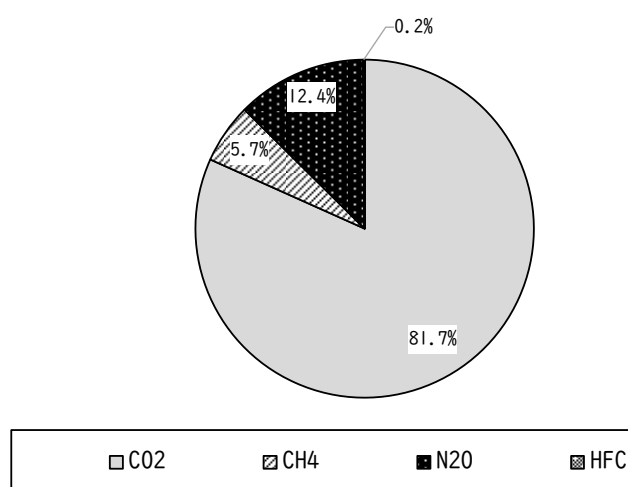
施設	担当課	温室効果ガス種別					割合
		CO ₂ 二酸化炭素	CH ₄ メタン	N ₂ O 一酸化二窒素	HFC ハイドロフル オロカーボン	合計	
浄化センター	下水道課	1,263	112	242	0	1,617	82.9%
マンホールポンプ場	下水道課	186	0	0	0	186	9.6%
上市中継ポンプ場	下水道課	82	0	0	0	82	4.2%
庁舎	総務課 (介護保険課 公用車分)	37	0	0	1	38	1.9%
管理本館	下水道課	21	0	0	1	22	1.1%
訪問看護ステーション	介護保険課	3	0	0	1	4	0.2%
訪問看護ステーション立山サテライト	介護保険課	1	0	0	0	1	0.1%
合計		1,593	112	242	3	1,950	100.0%

※温室効果ガス種別の0の数値については、小数点以下を四捨五入しているため、実際には小数点以下の数値がある場合があります。

3 温室効果ガス総排出量の内訳（温室効果ガス別）

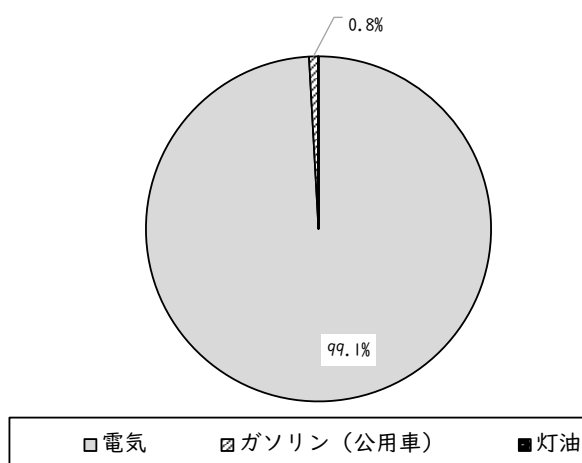
本組合の温室効果ガス総排出量のうち、温室効果ガス別では、CO₂が81.7%と最も高く、次いで、N₂Oが12.4%、CH₄が5.7%と続いています。また、温室効果ガスの中で最も排出量の多いCO₂（1,593t-CO₂）のうち、99.1%が電気使用による排出となっています。

【温室効果ガス総排出量の温室効果ガス別内訳（令和2（2020）年度）】



区分	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合
CO ₂ 二酸化炭素	1,593	81.7%
CH ₄ メタン	112	5.7%
N ₂ O 一酸化二窒素	242	12.4%
HFC ハイドロフルオロ カーボン	3	0.2%
合計	1,950	100.0%

【温室効果ガス（CO₂）の内訳（令和2（2020）年度）】



区分	温室効果ガス排出量 (CO ₂) (t-CO ₂)	割合
電気	1,579	99.1%
ガソリン	13	0.8%
灯油	1	0.0%
合計	1,593	100.0%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は100.0%になりません。

■ 温室効果ガスの排出削減目標

Ⅰ 温室効果ガスの削減目標

本組合では、これまで設備の効率的な稼働による使用電力の削減や管理棟などの不要な照明の消灯、エアコンの一時的な停止など省電力に努めるとともに、太陽光パネルや、蓄電池、LED 設備の設置を行うなど、省電力対策を実施してきており、温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

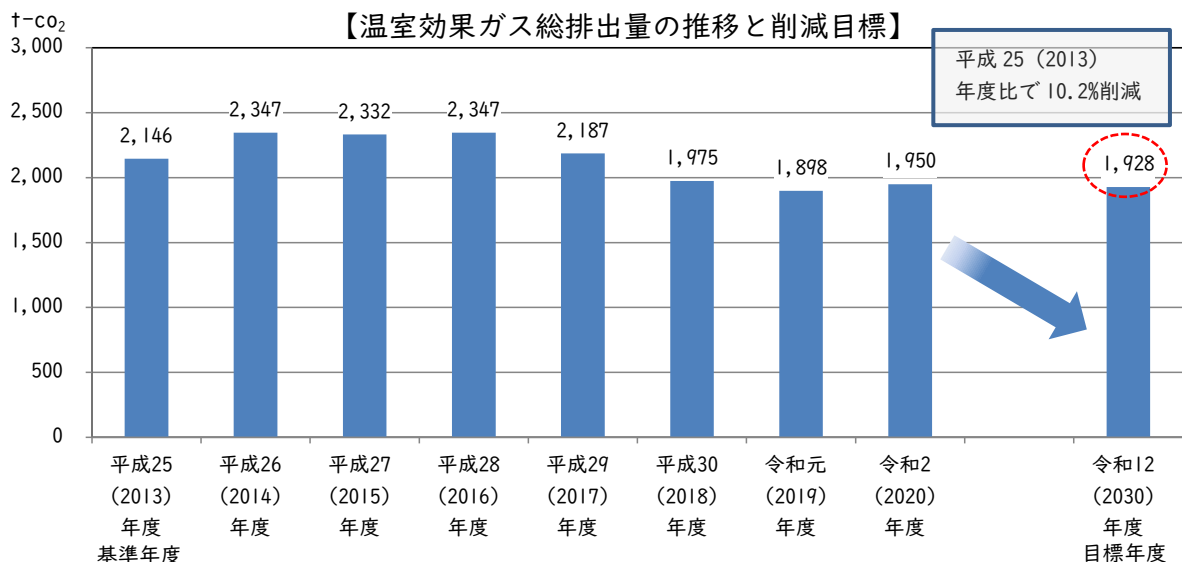
また、計画期間中のデマンド監視装置による動力費の削減の継続や公用車のハイブリッド車への入替等を推進して、さらなる温室効果ガスの排出削減を図ります。

よって、平成 25 (2013) 年度を基準年度として、目標年度である令和 12 (2030) 年度の温室効果ガスの削減目標を、次のとおりに設定します。

【削減目標】

本組合が排出する温室効果ガス総排出量を、
平成 25 (2013) 年度比で令和 12 (2030) 年度までに
10.2%削減することを目指します。

項目	基準年度 平成 25 (2013) 年度	目標年度 令和 12 (2030) 年度
温室効果ガス総排出量	2,146t-CO ₂	1,928t-CO ₂
削減率	-	10.2%



2 目標達成に向けた取組

本組合が行う事務・事業によって排出される温室効果ガスを抑制するための主な取組は、以下のとおりです。なお、取組項目には、温室効果ガス排出抑制に直接つながるもののみではなく、職員への啓発など間接的に抑制するものも含まれます。

- (1) 電気使用量の削減に関する取組
- (2) 燃料等使用量の削減に関する取組
- (3) 廃棄物の削減に関する取組
- (4) 紙の使用量の削減に関する取組
- (5) 環境に配慮した製品購入等に関する取組
- (6) 施設設備の改善に関する取組
- (7) 環境保全意識の啓発に関する取組
- (8) その他の取組

【取組の具体例】

- ・ 不要な照明器具の消灯
- ・ エコドライブの徹底
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底
- ・ リサイクル用紙の購入
- ・ 省エネタイプの機器の導入
- ・ 地球温暖化防止への理解を深めるため、イベントなどを通じた意識啓発・・・等

■推進体制及び進捗状況の公表

1 推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、事務局長の統括のもと、各課、施設ごとに所管する事務・事業にかかる取組を推進します。また、計画全般にかかる取組の推進や本計画に関する事務は、総務課が行います。

(2) 職員等への意識啓発の推進

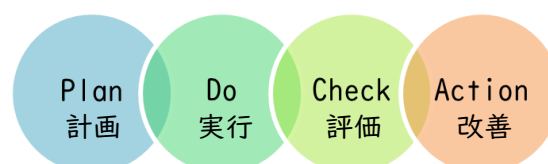
温室効果ガス削減に関する取組を定着させるには、継続的な意識啓発が重要となります。職員に対し、必要に応じて説明や研修、関連する情報等の掲示等により、温室効果ガス削減への意識啓発活動を推進します。

2 進捗状況の公表

「温室効果ガス総排出量」は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、毎年1回公表することが義務付けられています。本計画の進捗状況や直近年度の温室効果ガス総排出量について、年1回、本組合のホームページ等により公表します。

3 PDCA サイクルに基づいた進行管理

中新川広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、実効性の高い計画としていくために、毎年度、PDCA サイクルの4段階を繰り返すことによって温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の点検・評価を図ります。



中新川広域行政事務組合
地球温暖化対策実行計画
概要版

(事務事業編)

令和4年3月

発行：中新川広域行政事務組合 総務課

〒930-0288 富山県中新川郡舟橋村国重 242 番地

電話：076-464-1335